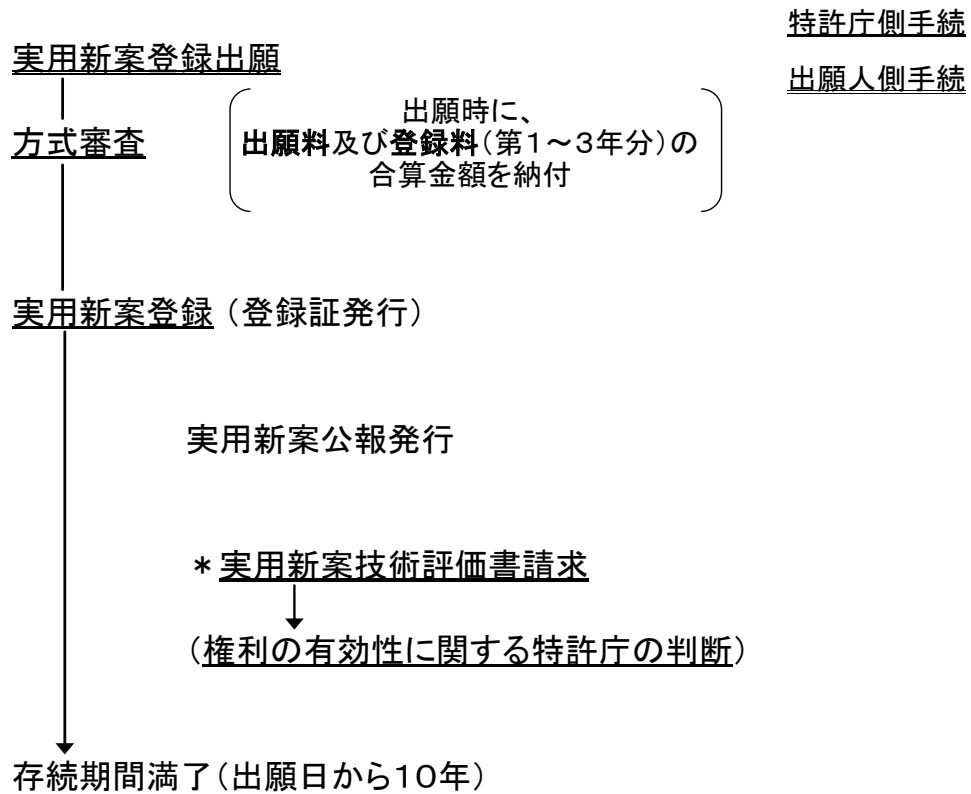


実用新案登録出願手続の流れ



※ 実用新案は、実体審査（審査官による審査）を経ずに、出願より4ヶ月程で登録に至る。

※ 権利維持には、登録3年目以降、第4年分から年金（登録料）納付が必要である。

※ 実用新案登録に基づく特許出願が可能である。（但し、所定要件有り）